平成２２年（フ）第１２５６号
神戸市長田区二葉町５丁目１番１―812号、従前の住所神戸市北区北五葉７丁目１番15―306号
債務者　小松　和明
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５号
山口県岩国市平田６丁目54番２―304号
債務者　礒本　守雄
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第８６号
長崎県雲仙市小浜町南本町157番地４
債務者　本多　義徳
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
長崎県南島原市有家町小川365番地１
債務者　田浦　和義
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
長崎県雲仙市愛野町甲4145番地１、前住所長崎県雲仙市愛野町甲3967番地２
債務者　金谷　榮子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
長崎県雲仙市吾妻町田之平名60番地
債務者　村田　道男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
福島県伊達市保原町字久保53番地19　サンライズ久保101号、前住所福島市渡利字扇田町26番地の６　メゾン扇田201
債務者　谷口しのぶ（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９６９号
北九州市小倉南区葛原東２丁目14番46―103号
債務者　飯野　吉孝
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４３号
青森県八戸市大字河原木字久保12番地１　西山住宅３号、前住所青森県八戸市大字河原木字久保12番地１　西山住宅６号
債務者　佐々木繁男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２４５号
青森県八戸市根城９丁目24―11　サニーウェル根城Ａ、住民票上の住所青森県三戸郡南部町大字鳥谷字妻神12番地３
債務者　中舘　康之
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
奈良県桜井市大字阿部679番地の２
債務者　原　　俊之
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４８２号
青森市大字清水字浜元29番地２
債務者　佐藤　敏子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
青森市大字新城字平岡160番地676
債務者　工藤　美紀
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
福島県いわき市鹿島町走熊字鬼越10番地
債務者　田中　友子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２２４号
福島県いわき市常磐上湯長谷町上ノ台110番地の108、前住所福島県いわき市鹿島町下矢田字沢目14番地の８
債務者　遠山　由里
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１８３号
山口県周南市秋月３丁目６番19号　ハイツ山本201号
債務者　船木　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９８号
熊本市帯山６丁目８番19号
債務者　津田　雄市
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部